

## 第 4 節 研究 4 今、求められている市民性とは何か 情報時代のシティズンシップ教育に関する一試論

小田桐 忍

### 要約

小論の目的は、第一に、ICT 環境の整備及びその活用の前提・基本・基礎となる、カステル (Manuel Castells) の情報社会論の紹介をすること (小論 2~4)、第二に、当該社会論について若干の検討をすること (小論 5)、そして第三に、それらの成果を情報時代のシティズンシップ教育の中に定着させること (小論 6~9) である。

### キーワード

情報社会、情報社会、時間なき時間、流れの空間、シティズンシップ教育、ICT 環境

### 1. はじめに

市民権か市民性か。“citizenship”の訳語をめぐる問題について、筆者自身が一応の解決を与えるため予想外の時間を費やしてしまった。だが、そのお陰で、この訳語をめぐる議論に、しばらくの間、筆者が参加し執筆するために必要な十分な準備ができたことも事実である。「輸入学問」とまでは言わないが、わが国の学問及び学者が西洋との交流と受容を繰り返してきたことを思えば、こうして訳語をめぐる熟慮することも半ば当然のことなのかもしれない。

学問の畑が変われば、言葉も変わる。“citizenship”は、法律の世界では「市民権」と訳されるが、教育の世界では「市民性」が使われるようである。筆者の場合、法哲学専攻者として法律の畑を耕してきたから、“citizenship”の訳語は「市民権」が当たり前になっていた観を否めないが、小論の執筆を機に、筆者の当該訳語は原則的には「市民性」に改めつつ、状況に応じた使い分けをすることにしようと思う。これも筆者自身が一法学徒として当該訳語と向き合う機会を与えてくれた、本共同研究の成果の 1 つである。

クリストドゥリディス (Emilios A. Christodoulidis) は、“citizenship”について、「長い間、法律用語で理解されるものとしての政治的成員資格を意味していた」[クリストドゥリディス、2002、13]と述べているが、ここでは“citizenship”は市民権の意味で使用されている。それ故、当該成員資格としての“citizenship”は「上から」付与されるものであり、「国家との法的な結びつき」[クリストドゥリディス、2002、13]を表明する。

他方、1970 年代の「正義」、80 年代の「共同体」と同様に、90 年代の流行語として「シティズンシップ」を挙げるキムリッカ (Will Kymlicka) は、それが多義的であることを認めつつ、「市民であること」・「市民の政治参加」・「市民権」[キムリッカ、2002、iii]などを意味するとしている。なぜなら、キムリッカにとって、「シティズンシップ」は、「正義」と「共同体」の問題を統合するような意味合いを持っていたからに他ならない。

筆者にとっての“citizenship”は、人間としてのさまざまな属性の 1 つである。もう少し詳しく言えば、「平等の象徴的な現実」[ヒーター、1999、1]を表すために用いられた言葉としての「市民 (citizen, citoyen, citoyenne)」の特性に他ならない。従って、それは二重の意味を有する。第一

に、市民性は正義と民主主義を支持する。第二に、市民性は多用な価値観や世界観を調停する。市民性とは、「伝統的メカニズム」＝「伝統的な自由民主主義国家モデル」を克服するために必須の概念装置以外の何物でもない。小論では特に第二の意味との取り組みの1つとして、情報時代における市民性をめぐる問題について議論するためにカステルの情動的社会的論を紹介し、その後将来のシティズンシップ教育のあり方に関する私見を開陳することになるだろう。

### 2. カステル研究の今日的意義

近・現代の国家が、私たちが想像する以上に、もっと以前から「電子社会」であり、またその発端から「情報社会」であったと主張したのは、社会学者のギデنز (Anthony Giddens) である。彼によれば、全ての社会が「情報社会」であったと主張するのには、「根本的な意味」があるようである。なぜなら、「国家権力の生成は、管理目的に利用する情報の整然とした収集と保管、統制を必要とするため、再帰的モニタリングを受けるシステムの再生産を前提にしている」[ギデنز、1999、206]からである。

すると、今日の新しい情報社会とかつての古い情報社会とは、如何なる点で異なることになるのだろうか。こうした疑問に解答を与えてくれるのが、カステルの情動的社会的論である。なお、カステルが自著のタイトルとして『The Rise of the Network Society』(1996年)を掲げていることから明らかであるように、それは「ネットワーク社会論」と称されることもある。従って、小論においても、両表記が共存することを予めお断りしておきたい。

### 3. カステルの情動的社会的論 (1) : 情動的社会について

カステルによれば、1970年代の「情報技術革命 (information technology revolution)」[Csatells, 1999, 408]がそれだけで「ネットワーク社会」を創造することはない。それにもかかわらず、ネットワーク社会の中心には情報や技術がある。そこでカステルは、「情報社会 (information society)」と「情動的社会的 (informational society)」との差異化を徹底する道を歩むことになる。

前者の「情報社会」は、社会における情報の役割を強調する。だが、最広義の情報、例えば、「知識の通信 (communication of knowledge)」は、中世ヨーロッパを含む、あらゆる社会において重要であった。これに対して、後者の「情動的」 という用語は、「新しい技術的な条件のために、情報の生成・処理・伝達が生産性や権力の基本的な源泉になった特別な形態の社会組織の属性」[Csatells, 1996, 21]を意味する。「情動的社会的」の実際の内容は、観察と分析によって決定されなければならない。例えば、情動的社会的の重要な特徴の1つは、当該社会の基礎的な構造のネットワークの論理であり、この論理が「ネットワーク社会」という概念の使用を説明することになる。ところで、かかる差異化は、カステルによれば、「工業 (industry)」と「工業的 (industrial)」との区別に似ている。「工業的社会的 (industrial society)」とは、単に工業が存在する社会を意味するのではなく、工業的組織の社会的かつ技術的形態が (経済システムや軍事システムから市民の日常生活に至るまで) 活動のあらゆる領域に浸透した社会を意味する。また、カステルは、「情動的経済 (informational economy)」について、主要な機能や過程がネットワークを中心に組織化され、それにより新たな社会変化が惹起されると主張する [Csatells, 1996, 67]。その結果として、古い「官僚制 (bureaucracy)」から、情報の流れを管理し、それに対応するような新しい「ネ

ネットワーク企業（network enterprise）」へと、組織形態は移行する。成功する組織とは、柔軟であり、環境に適応し易い形態であるとカステルは考える。

カステルによれば、「ネットワーク企業」とは、異なった企業や部署の間の特別な繋がりであり、特別なプロジェクトのために一時的に組織され、当該業務の終了後、解体・再編される（例えば、IBM、ジューメンス、東芝など）。周囲にパートナーのネットワークが構築される、この短命な単位としての、「ザ・プロジェクト（the Project）」とは、「私たちの経済の実際の業務を遂行する単位」[Castells, 1999, 401]である。当該構成員組織によって、利益や損失がもたらされ、報酬を受け、破産し、そして採用や解雇の人事が行われることになるのである。

### 4. カステルの情報的社会論（2）：新しい時空論について

カステルは、情報時代の主要な社会構造として創造されるネットワーク社会は、「時間と空間の新しい形式、つまり時間なき時間（timeless time）、流れの空間（the space of flows）の周辺で組織される」とする仮説を提起する[Castells, 1999, 405]。筆者はこの言明の中に、カステルの新しい時空論への胎動を見出す。

このとき、「時間なき時間」とは、「新しい情報通信技術を使用することにより、年を秒に圧縮し、秒を更に細かい単位に圧縮して、時間を絶滅させること」[Castells, 1999, 405]を意味する。

「世界の大多数の人びとは、現在も生物学的時間、つまり時計の時間に従って生活している」[Castells, 1999, 407]のは明らかであるが、「時間の再定義」[Castells, 1999, 407]をめぐる、私たちの社会の基本的な闘争が行われる。有力な機構や社会集団は、時間なき時間を基に機能している。

ネットワークは権力関係を変換する。労働者に対する資本家、女性に対する男性のように、伝統的な意味の権力がまだ存在する。しかし、カステルによれば、「権力の高次の秩序が存在する」[Castells, 1999, 409]のである。「ネットワークにおける流れの権力（power of flows）は、権力の流れ（flows of power）に勝っている」とカステルは主張する[Castells, 1999, 409]。資本家は「制御できない資金の流れ」に依存する。同時に、多くの労働者はめまぐるしい資本の中の「投資家」[Castells, 1999, 409]である。カステルは、階級、国家、宗教といった集成的アイデンティティが崩壊し、それらに代わり、「アイデンティティを基盤に組織化された社会運動（identity-based social movements）」[Castells, 1999, 409]が台頭していると分析する。かくして、政治的な権力も、国民国家や民主主義システムから、メディアなどの文化生産者の手に移行すると考えられる。つまり、グローバル化によって、国家はもはや政治的闘争の焦点ではなくなり、新しい社会運動の要求を、抑圧することも、充足することもできなくなる。こうして「新しい権力システム（new power system）」が出来上がる。その特徴は、「権威の源泉の複数性（plurality of sources of authority）」[Castells, 1997, 303]に存するとされる。以上から、カステルの分析が流動性に焦点を置くことは明らかである。ネットワーク社会における社会的な発展は、特定の社会的な利害によって形成されるのではなく、ネットワーク内の異なる利害を相互に接続することによって達成される。

## 5. カステルの情動的社会的論 (3) : 批判と課題について

カステルは、自著『End of Millennium』(1998 年)の終章を次のような楽観的な記述で締め括った。「理性と科学が人類の問題を解決するという啓蒙の夢 (dream of the Enlightenment) は手の届くところにまで達している。しかし、私たちの技術の過剰な発展と私たちの社会の未発達との間には、巨大な溝がある。私たちの経済、社会、そして文化は、概して集合的な創造性を制限し、情報技術の産物を没収し、私たちのエネルギーを自己破壊的な対立の中に逸脱させる、利害、価値、制度、そして表現システムの上に構築されている。(中略) もし人びとが世界中の至る所で情報に基づき、活動し、そして通信するならば、もしビジネスがその社会的な責任を当然のことと思うならば、もしメディアがメッセージよりもむしろメッセンジャーとなるのならば、もし政治主体がシニズムに抵抗し、民主主義への信頼を取り戻すならば、もし文化が経験から再構築されるならば、もし人類が地球の至る所で種としての連帯を感得するならば、もし私たちが自然と調和して生きることによって世代間の連帯を主張するならば、もし私たちが私たちの内面の自我の探究に向けて出発するならば、私たち自身の間に平和を創造することができるだろう。もしこれらの全てが、私たちが情報に基づき、意識し、共有する決定によって可能になるのならば、まだ時間があるのならば、恐らく私たちは生き生かされ、愛し愛されることができるかもしれない」[Castells, 1998, 359-360]。

また、カステルは、自著について、「これは本についての本 (a book about books) ではない」[Castells, 1996, 25]と述べ、彼自身が情報主義や脱工業主義の理論を扱っているわけではないとしている。その上でカステルはデータの出所について、次のように説明する。「かなりの数の統計的出所と経験的研究を使用することにより、私はデータ処理を最小限にし、既に非常に扱い難くなった本を単純にしようとした。従って、私は既に社会学者たちの中で広く承認された同意を見出すデータ (例えば、OECD、国連、世界銀行、各国政府の公式統計、権威ある研究モノグラフ、一般に信頼できる学界やビジネス界の資料など) を使用しようと思う。例外は、そうした出所が誤っていると考えられる場合 (例えば、旧ソ連の GNP 統計や、世界銀行のアフリカにおける調停政策 (adjustment policies) に関するレポートなど) である。それらが常に正確とは限らない情報であることは分かっているが、読者も本書の中に多くの警告が存在することに気づくであろうし、常に結論は、歴史家、警察官、そして調査報告者の中で十分に確立され、継承されてきた伝統を伴う三角測量の方法論 (methodology of triangulation) に従って、複数の出所から得られる傾向に基づいて導かれる。更に、本書の中のデータ、観察、記述は、証明ではなく、仮説の提示を目的としている。(中略) 本書の方法論は、情報時代の経済と社会との説得力のある比較文化的な理論 (cross-cultural theory) のいくつかの要素を提案するという知的な努力を架橋する目的に奉仕する」[Castells, 1996, 26-27]のである。

どちらも些か引用が長くなってしまったが、前者の引用については、カステルにより未来が楽観視されている点が危惧され、後者の引用については、データが信頼できる (できない) のかの説明が不十分であることが問題視されなければならない。とは言え、カステルのように、包括的に、しかも集中的に情動的社会的論に考察の眼差しを向ける学究は、ウェブスター (Frank Webster) を除けば[ウェブスター、2001、291-323]、これまであまり例がなかったように思われる。それ故、私たちがカステルを読むとき、如上の問題点を意識しつつ、カステルと対話することが肝要になってくるのである。

## 6. 情報社会時代の市民性とシティズンシップ教育

時代と場所に依じて、市民の属性としての市民性は変化する。情報時代には、当該時代に求められる市民性が追求されなければならない。情報に精通していることは、今日の市民性として尊重されるべき点の 1 つであろう。だが、このままでは、前述のギデンズの批判が私たちにも向けられることになる。つまり、いつの時代でも、どの場所でも、情報に精通していることは、市民性の重要な要件の 1 つだったはずである。ただ今日のそれと以前のそれとは意味合いが違っている。そうした私たちの素朴な最初の疑問に答えてくれる糸口が、カステルの情報的社会論の中に看取できるように思われる。

翻って、一人でも多くの市民にこうした市民性を自覚的に獲得してもらうためには、如何なる方法が考えられるのだろうか。実は、筆者には教育、特にシティズンシップ教育しか思いつかない。小中高等学校における教育実践を通して、情報社会における情報との付き合い方を指導するのである。以下においては、かかる方向性を示す 3 つの話題に限定して取り上げることにしよう。

## 7. 中学校学習指導要領と中等社会科教科書の中の情報化

『中学校学習指導要領』第 2 章第 2 節の社会の中で、指導の全般にわたり、「指導を選択し活用する学習活動を重視するとともに作業的、体験的な学習の充実を図るようにする」ことが求められている。また、「資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用し、指導に生かす」ことにより、生徒が興味・関心を持って学習に取り組めるようにし、生徒が主体的に情報手段を活用できるよう配慮しなければならない。その際には、「情報モラルの指導」も忘れられない。

こうした告示内容を受けて、中等社会科教科書（小論では、手元にある、株式会社日本書籍新社刊『わたしたちの中学社会（公民的分野）』平成 17 年 3 月 30 日文部科学省検定済を使用する）は「情報化社会」を「大量の情報を生産し、その流通を重視する社会」と定義する。この定義の中に、カステルの「流れの空間」を認めようとするのは、筆者だけではないだろう。また、その功罪について、一方では、コンピュータネットワークが広がることにより、「情報の双方向化を可能にし、暮らしの情報化を進め人々の結びつきを強めていく」と同時に、他方では、「何が正しい情報かわからなくなったり、個人情報をもれたりする」ことに留意するよう呼びかけている。

## 8. 2009 年 6 月 11 日付の通知の中の情報化

文部科学省初等中等教育局参事官の安藤慶明氏は、2009 年 6 月 11 日付の通知の中で「平成 19 年度の公立小中高等学校等における教育の情報化のための環境整備等について」（以下「通知」という）一層尽力するよう求めると同時に、都道府県教育委員会に対しては域内市（区）町村教育委員会への周知徹底を望んでいる。この通知の果たす情報時代的役割は殊の外、大きいように思われる。

通知は、第一に教育用コンピュータなどの整備を求めている。つまり、（教育用ソフトウェアを含む）教育用コンピュータの整備、教員の公務用コンピュータの整備、インターネットの接

続、校内 LAN の整備が推進される。第二に情報処理技術者（以下「技術者」という）の委嘱を求めている。当該技術者は、各教育委員会において、安全で快適な ICT 環境を維持するため、校内 LAN や地域ネットワークのシステム管理などを行なう。そして通知は、第三に、教育用イントラネットの構築を求めている。当該イントラネットにより安全で快適な学校のブロードバンド環境が実現される。

このように強く、通知が教育の情報化を推進しようとしている背景には、第一に、教育の果たす固有の役割がある。情報化の推進のために教育の力は欠かせないのである。そして第二に、差し迫った現代社会の要求も看過することができない。情報時代を生きる私たちは社会の変化や要求[日本教育工学振興会、2008、2-11]に対応できなければならない。

### 9. 地方公共団体における教室の ICT 化

東京都新宿区は、2012 年 3 月までに、区立小・中学校の全ての教室の ICT 化を行うとしている。つまり、「誰もが、いつでも、簡単に使用できる ICT 環境」を目指して、区独自の「新宿版教室の ICT 化モデル」[新宿区教育委員会、2010、2]が考案された。当該モデルの特徴は、短焦点型プロジェクタ、実物投影機、教育用ノート PC、IT 教卓、スクリーン兼用ホワイトボードが導入されることにより、「授業が変わる！」ことが目論まれている点に存する。

### 10. むすびに代えて

一見すると、わが国の教育の現場と関係のないカステルの情動的な社会論ではあるが、小論の 7～9 で紹介したような事例を踏まえて読み直すことにより、その今日的意義が再度浮上してくるよう思われてならない。また、密かにそうであってもらいたいと祈念しつつ、小論を終えることにしたい。

### 11. 文献一覧

ウェブスター著（田畑暁生訳）『「情報社会」を読む』青土社、2001 年。

ギデンズ著（松尾精文、小幡正敏訳）『国民国家と暴力』而立書房、1999 年。

キムリッカ著（千葉真他訳）『現代政治理論』日本経済評論社、2002 年。

クリストドゥリディス著『共和主義法理論の陥穽：システム理論左派からの応答』晃洋書房、2002 年。

新宿区教育委員会編『しんじゅくの教育』第 88 号、2010 年。

日本教育工学振興会編『先生と教育行政のための ICT 教育環境整備ハンドブック』2008 年版、2008 年。

ヒーター著（田中俊郎他訳）『市民権とは何か』岩波書店、2002 年。

Castells, M. (1996) *The Rise of the Network Society. The Information Age: Economy, Society and Culture*, Vol. 1. Oxford, Blackwell.

Castells, M. (1997) *The Power of Identity. The Information Age: Economy, Society and Culture*, Vol. 2. Oxford, Blackwell.

Castells, M. (1998) *End of Millenium. The Information Age: Economy, Society and Culture*, Vol. 3.

Oxford, Blackwell.

Castells, M. (1999) An introduction to the information age, in Mackay, H. and O'Sullivan, T. (eds.) *The Media Reader: Continuity and Transformation*, London, Sage.

なお、教科書と学習指導要領の必要事項については、本文中に記載してあるので、ここでは省略することにした。